

売 買 契 約 書

1. 売買物件の所在

山梨県 市 郡 町 村 大字 字 番地
面積 ha

2. 公告番号 第 号

3. 売買物件の種類及び数量

樹 種	種 別	本 数	材 積	備 考
		本	m ³	

4. 売買代金額 ¥ -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥ _____)

内 訳 現 金 納 入

5. 指定する用途 -

6. 契約保証金

7. 売買物件の搬出期限 平成 年 月 日

上記物件について、売渡人(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、及び山梨県財務規則(昭和39年山梨県規則第11号)を了承のうえ、次の条件によって売買契約を締結する。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 年 月 日

売渡人 甲 山梨県 林務環境事務所
所 長 印

買受人 乙 住 所
氏 名 印

条 件

（注）1 _____ 素材については不要条文。

（売買代金の納付）

第1条 乙は、契約書に定める売買代金を甲の発する納入通知書により納付期限までに甲に納付しなければならない。

（売買物件の引渡）

第2条 売買物件（根株は含まないものとする。）の引渡しは、売買代金の全部納付のあった日以降、速やかに乙の立会のうえ行うものとする。

2 乙は、売買物件の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

（区域目印のき損の届出等）

第3条 乙は、売買物件の根際に表示してある区域目印を滅失し、又は損傷してはならない。

2 乙は、前項の区域目印が滅失し、又は損傷したときは、遅滞なくその樹種及び調査番号を甲に届け出なければならない。

（売買物件の搬出）

第4条 乙は、売買物件を搬出期限内に県行分収林の区域外に搬出するものとする。

2 乙は、売買物件の搬出が完了したときは、5日以内に搬出終了届を甲に提出しなければならない。

3 乙は、天災その他やむを得ない理由により、搬出期限までに売買物件を搬出することができないときは、土地所有者の同意を得た上で搬出期限10日前までにその理由を付して甲の承認を受けなければならない。

なお、乙の責めに帰す理由による搬出期限の延長は認めないものとする。

（搬出未済の措置）

第5条 乙が、搬出期限までに売買物件を搬出しないときは、甲は乙に対し、契約の解除又は所有権の帰属若しくは搬出未済物件等の取りかたづけの措置を命ずることができる。

2 甲は前項の措置に乙が応じないときは、当該物件を取りかたづけ、これに要した費用を乙に請求するものとする。

（身分証明等の携帯）

第6条 乙は、売買物件の伐採、採取、加工又は、搬出等のため入林するときは、売買契約書の写及び、社員証など身分を証明するものを携帯するものとする。

（施設の設置等）

第7条 乙は、事業のため、特に県行分収林区域内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ使用箇所、面

積、使用期間等について土地所有者からの同意を得た上で甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

2 乙は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を現状に回復しなければならない。ただし、甲及び土地所有者の承認を受けたときはこの限りでない。

3 乙が、前項に違反して施設の収去を怠ったために生じた損害については、乙は甲及び土地所有者の指示に従い賠償しなければならない。

(損害の負担)

第8条 売買物件の引渡し前に甲及び土地所有者の責に帰さない理由により生じた損害は、すべて乙が負担するものとする。

(作業の中止)

第9条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは、公益事業の用に供するため、その他やむを得ない理由により契約を履行することができないときは、甲は、事業の中止を命ずることができる。乙に法令の規定又は契約に違反する行為がある場合も同様とする。

2 前項後段の場合には、乙は、その損害の賠償を請求することができない。

(かし担保の責任)

第10条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

2 甲は、売買物件、種類、数量、品質に錯誤があり又はかくれたきず等があっても、その担保の責任を負わないものとする。

(事業執行上の支障木等の届出)

第11条 乙は、事業執行上、売買物件以外の産物等が支障となるときはあらかじめ甲及び土地所有者に届出てその指示を受けなければならない。ただし、予見することができずにこれら産物等に損害を与えたときは、すみやかにその被害状況を甲及び土地所有者に通知しなければならない。

(損害の賠償)

第12条 乙(使用人を含む)は、その事業の執行上、県行分収林及びその産物等に損害を与えたときは、すみやかに甲及び土地所有者に届け出てその指示に従い、原状に復するか又は甲の算定した金額を賠償しなければならない。この場合において、乙は当該産物等の引渡しを請求しないものとする。

(跡地検査)

第13条 甲は、搬出期限が経過したとき、又は乙から搬出終了届の提出があったときは、遅滞なく乙の立会を求め、跡地検査をするものとする。

2 乙は、前1項の場合において、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。立ち会わなかったときは、甲が行なった検査の結果に対し異議を申し立てることができないものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 第1条第1項の納付期限までに売買代金を納付しないとき。

(2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者

(3) その他契約で定める特に重要な条件に違反したと認めるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該契約の解除された部分に係る物件は甲に帰属するものとし、甲はこれに相当する売買代金を返還するものとする。

3 第1項の規定により契約の一部を解除した場合において、乙の未納の売買代金の額が当該契約の解除された部分に係る売買物件に相当する売買代金の額を超えるときは、その超える金額の売買代金（徴収すべき利息があるときは、その売買代金及び利息）を一時に徴収するものとする。

4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は売買代金（第9条第2項に該当するときは、当該部分に応ずる売買代金を除く）の100分の10に相当する金額を違反金として徴収するものとする。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第15条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない理由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、前条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができないものとする。

(被害防止等の措置)

第16条 乙は、事業にあたっては、山地崩壊の誘因となる作業方法は取らないものとし、国土保全並びに盗伐、誤伐及び火災等の防止に万全の措置を講ずるものとする。

(契約に定めのない事項)

第17条 この契約について、訴訟等を行なう場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。